

会計大学院協会ニュース

No.31 2020

特集Ⅰ リカレント教育に対する各界からの期待(第5弾)

特集Ⅱ 会員校におけるリカレント教育(第5弾)

・早稲田大学





春夏秋冬のうち、秋が一番好きです。数年前の秋の箱根での風景、といっても箱根らしさのない写真です。秋は過ぎてしまいましたが、今回の「禍」が落ち着いたら、今度こそ「らしい」秋を見に行けたらと思っています。(久持)

CONTENTS

1

実務補習(リカレント教育)強化への取り組み

会計大学院協会理事長 小西 範幸
青山学院大学副学長

特集Ⅰ リカレント教育に対する各界からの期待(第5弾)

2

大学院におけるリカレント教育を巡る現状と期待

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長 西 明夫

4

会計監査のプロフェッションへの期待

金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長 西山 香織

6

リカレント教育について

有限責任あずさ監査法人理事長 高波 博之

8

職業会計人にとってのリカレント教育とは

EY新日本有限責任監査法人理事長 片倉 正美

10

変革の時代、監査法人におけるリカレント教育

有限責任監査法人トーマツ包括代表 國井 泰成

12

監査の変革期におけるリカレント教育への期待

PwCあらた有限責任監査法人代表執行役 井野 貴章

特集Ⅱ 会員校におけるリカレント教育(第5弾)

14

早稲田大学大学院会計研究科におけるリカレント教育

早稲田大学商学大学院教授 清水 孝

15

教育貢献者賞を受賞して

兵庫県立大学名誉教授 高須 教夫

17

会計大学院協会活動状況(2020.8~2020.11)

実務補習(リカレント教育)強化への取り組み



会計大学院協会理事長 小西 範幸
青山学院大学副学長 Noriyuki Konishi

I. はじめに

公認会計士試験をより効果的に機能させるためには、試験前と試験後の教育が合わさった三位一体の考え方が必要です。米国CPAの受験には、大学・大学院での一定数の単位取得が求められています。

日本では、公認会計士資格取得前（論文式試験合格後）の研修が義務化されており、そこで利用するビデオ教材を会計大学院協会が作成する取り組みについてご紹介します。

II. SDGsの時代が求める会計人材

国際連合が採択したSDGs（持続可能な開発目標）にある17の開発目標の達成には、経済成長、社会的包摂、環境保護という3つのサステナビリティの要素を調和させることが不可欠であって、そのニーズに合致するよう、各国で統合報告制度の構築が進行中です。

それによって、財務報告でも、非財務情報や定性情報を積極的に取り扱う必要が生じているため、また監査上の主要な検討事項（KAM）の利用や長文式の監査報告書の作成が必要となっているため、企業活動を実際に評価して説明責任を果たすための主体的な判断ができる会計人材が求められるようになっていきます。つまり、知識力に加えて、これまで以上に思考力が問われているわけです。

そういう思考力を養うリカレント教育が、SDGsの時代が求める会計人材の養成には必要なのです。青山学院大学の会計大学院において、「考える会計学。」を標榜しているのは、

そのためです。

III. ビデオ教材作成の取り組み

公認会計士の場合は、実務補修と継続的専門研修（CPE）がリカレント教育の機会です。この2つのリカレント教育を有効に機能させることが会計人材の質の向上には不可欠です。

実務補習では、以前からeラーニングを取り入れた講義を提供しています。今回の取り組みは、ビデオ教材を会計大学院の方で用意をして、実務補修と会計大学院での講義の共有化を限定的に図ることです。その科目は、「財務報告の概念フレームワーク」、「連結会計」、「監査規範」、「会計倫理」、「管理会計総論」です。そこでは、歴史的な背景と理論的な背景を説明する講義内容となります。このビデオ教材の視聴後には、ディスカッションを実施して、思考力に加えて説明力も養います。

IV. リカレント教育の拡充に向けて

SDGsによって、社会的課題と環境問題が会計領域に入ってきたため、会計人には職業倫理感に加えて社会貢献への高い使命感が必要となります。とくにSDGsの達成に寄与するためには、時代の先を見通すための知識と思考、そして何よりそういうマインドが必要になってきます。

SDGsを先導する立場にいる会計士のリカレント教育のために、会計大学院協会は、実務補習の講義シラバスの改訂、考査や修了考査、そしてCPE制度の再構築に関して、公認会計士協会との連携強化に努めて参ります。

大学院におけるリカレント教育を巡る現状と期待

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長 西 明夫

Akio Nishi



小西理事長にも委員を務めていただいている中央教育審議会 大学分科会 大学院部会で指摘されているとおり、今後の我が国においては少子高齢化・人口減少が進んでいくと見込まれる中、高度専門職業人を養成する役割を有する大学院において、リカレント教育の実施に真剣に向き合っていくことは極めて重要な課題となっています。

一方で、大学院（博士・修士・専門職学位課程、通学・通信制）への社会人入学者数は、2008年の約1.9万人をピークに減少し、近年は約1.7万人で横ばいとなっています。諸外国と比較して、我が国は、人口における修士以上の学位取得者の割合が極端に低く、加えて、日本の企業役員等とアメリカの上場企業の管理職等のうち、最終学歴が大学院卒である割合を比較すると、日本は約12%、アメリカは約40～60%程度と大きな差があります。このような状況では、今後のSociety 5.0の実現、ポストコロナ時代を見据えると、国際競争力に大きな問題が生じると考えられます。

厚生労働省の調査（※1）によると、2018年度にリカレント教育を受けた・学び直しを行った労働者（正社員）の割合は約4割で、そのうち大学・大学院等の

講座を受講した者はわずか2%という結果が出ています。リカレント教育を受けるにあたっての問題としては、「忙しくて余裕がない」「費用が高い」という回答が目立ちますが、「どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なのかわからない」「コース等の情報が得にくい」といった回答も見られます。

このような状況も踏まえ、政府の各種方針・計画等においてもリカレント教育の重要性が謳われています。文部科学省としても、大学・大学院におけるリカレント教育を促進するために、近年、履修証明プログラムにおける最低時間数の120時間から60時間への引き下げ、大学院における入学前の既修得単位等の認定上限の引き上げやその単位等を勘案した在学期間の短縮を可能とする等、各種制度改正を進めてきました。また、大学院部会では、大学院における履修証明プログラム（※2）の扱いについて議論を行っていただいているところです。引き続き、様々な社会のニーズを踏まえた大学院教育の実現に向け、環境の整備等必要な取組を進めてまいります。

18歳人口が減少する中で、リカレント教育は大学・大学院経営の観点でも

いっそう重要になると思われます。本誌で各大学院から紹介いただいているとおり、会計大学院においてはリカレント教育に向けて各種取組を行っているとは承知しています。一方で、文部科学省の調査（※3）によると、多くの大学においては、リカレント教育の実施に向けて教員の確保や担当教員の負担増が課題として挙げられています。リカレント教育を積極的に推進するためには、大学のミッションとしてリカレント教育を位置づけ、一部の研究科だけではなく全学的な体制整備を行うという方針も考えられます。また、労働契約の内容や教員の人事評価の項目を見直す等、大学内でリカレント教育に対する見方を一新するという考えも考えられます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、高度なメディアを活用した教育研究活動、各種取組が格段に進んでいます。この流れは、先述のとおりリカレント教育を受けるに当たっての課題の一つとして挙げられていた「時間」に加えて「場所」をクリアすることに繋がります。今回、各大学院において取り組まれた様々な工夫を一過性のものにせず、リカレント教育にも活用いただければと思います。

リカレント教育プログラム設計に当たっては社会のニーズの組み込みが重要であるものの、先の調査によると、リカレント教育を行っている大学学部・研究科の約4割は、企業や地方自治体等の外

部機関との連携は行っていないとのことです。特に専門職大学院においては、当該専門分野の業界・職業団体との連携・協力が望まれるところであり、それぞれの役割を明確化し、必要な部分の充実と効率化が図られるよう、関係者間での緊密な連携と、その上での質の高い・社会ニーズに応える教育を期待します。会計大学院に関しては、本協会と会計教育研修機構とで既に連携協議会を設置する等、関係組織との緊密な連携体制が構築できていると承知しておりますが、このような取組をモデルとして、一般の大学院においても積極的に取り入れていただき、個人のキャリアアップや企業等における人材力強化に役立つ場になることを期待しています。

- (※1) 2019年度「能力開発基本調査」（2020年5月 厚生労働省）
- (※2) 社会人等を主な対象として、大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム（学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条）
- (※3) 社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究（2016年3月 文部科学省先導的・大学改革推進委託事業）

会計監査のプロフェッションへの期待

金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長 **西山 香織**
Kaori Nishiyama



公認会計士の活躍フィールドとして、監査業務は今や、大企業、上場企業だけでなく、社会福祉法人などの非営利分野にも広がっており、健全な国民経済発展のインフラとして、その重要性がこれまで以上に高まっています。

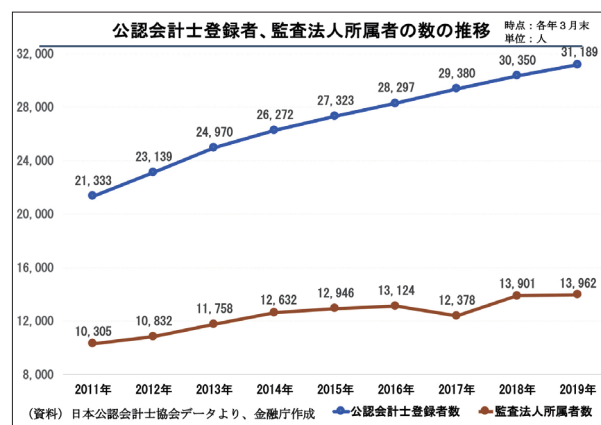
また、監査業務のほかにも、税務業務、コンサルティング業務、更に近年では、企業や公共機関で活躍する組織内会計士や社外監査役、社外取締役が増加するなど、様々な分野において、その活動の領域が広がっています。

金融庁では、財務情報の適正性を確保するためには、企業の外からだけでなく、内からの取組みも必要であり、また、会計関連業務の高度化・国際化が進展に対応するための企業内の体制整備も必要となっていることを受け、2012年4月の公認会計士法施行令や業務補助等に関する規則の改正等を通じ、企業内の会計専門家の確保や育成の促進に取り組んできました。

公認会計士の活躍の場の拡大と合わせて、公認会計士を目指す方も多様であり、例えば、金融機関等で勤務しながら、会計士資格を取得し業務に活用される方は、毎年多くいらっしゃいます。公認会計士登録者数は年々増加しており、中でも、監査法人所属者以外で登録されてい

る方は年々増加しています。

公認会計士の活躍のフィールドは様々ですが、一例として、2019年12月、金融庁に設置された株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会での議論をご紹介します。



近年、IPOを目指す企業は増加傾向にある一方で、企業と監査事務所との需給のミスマッチ等により、監査を受けられなくなっているとの問題が指摘されています。

IPOを通じた新規・成長企業への資金供給が適切に行われるためには、企業の財務情報が適正に開示されることが必要です。また、こうした企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すうえでも、自らの財務状況を的確に把握し、株主・投資家等と対話することが重要となります。

IPOに当たっては、取引所による上場審査の前提として、証券会社の引受審査

のほか、監査事務所による会計監査が求められており、会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保する極めて重要なインフラとなっています。

公認会計士には、会計監査を通じ、企業の財務諸表をはじめとする財務情報の信頼性を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与するという重要かつ公益的な役割が期待されています。この点に関し、近年の不正会計事案なども踏まえ、企業の不正を見抜く力の向上を図っていただきたいという点と、会計監査をめぐる状況が絶えず変化する環境において、会計・監査のプロフェッショナルとして意識していただきたい点の2点について述べたいと思います。

まず、企業不正を見抜く力の向上に関しては、仮に重大な会計不正等が見逃されることとなれば、結果として、不正を行った企業の財務情報や監査のみならず、財務情報の適正性の確保に向けて真摯に取り組んでいる企業の財務情報や監査の信頼性が損なわれることとなります。従いまして、公認会計士には、会計不正を見抜く能力と、不正の端緒を発見した際に経営者等と臆することなく意見を述べることができる気概が求められます。過去の不正の事例やその発見に至る端緒、必要な対応などについて、理解を深めていただきたいと思います。

次に、会計・監査のプロフェッショナルとして、世の中の変化に対するアンテナを高くし研鑽を重ねていただきたいと

思います。特に最近では、AI、IoT、ビッグデータなど、デジタル技術の活用が社会のあらゆる分野に変革をもたらしています。政府は将来の成長基盤となる新たな事業やベンチャー企業への投資を進めていく取組みを進めており、こうした企業が証券市場において資金調達をする際には、ビジネスモデルを理解した監査が求められます。さらに、ESG分野における非財務情報の開示など、社会の要請に応じて求められる知識やスキルも変化していくことが予想されます。

新たな時代に対応した「組織」や「人」の変革を健全な形で促していただけるのは、公認会計士の力によるところが大きいと感じています。また、こうした変化は、公認会計士に対する社会の期待をこれまで以上に高めていくきっかけとなるかもしれません。

今後、公認会計士や会計監査に携わる仕事をしていく方々は、多くの課題に立ち向かっていくことが求められることでしょう。

会計監査をめぐる状況が絶えず変化する中で社会の期待にどのように応えていくか、会計大学院にて、高度な専門知識の習得はもちろん、真のプロフェッショナルとしての素養を幅広く磨く機会としていただきたいと強く願っております。

我が国の会計教育の最前線として、会計大学院が、引き続き、公認会計士並びに企業や非営利組織、自治体における会計業務や監査業務を担える人材を育成していただけることを期待しております。

リカレント教育について

有限責任あずさ監査法人理事長 **高波 博之**
Hiroyuki Takanami



今年、新型コロナウイルス感染拡大という世界的なパンデミックに襲われた中で、我が国は、世界に先立って本格的な決算監査の繁忙期に直面するという困難に直面しました。私にとっても長年の監査経験の中で未曾有の事態となりましたが、そうした中で監査先の皆様の深いご理解とご協力のおかげをもって、大きな混乱もなく期末監査を終えることができました。ここに改めて心より御礼申し上げます。

さて、この突然のコロナ禍の中で繁忙期を大過なく乗り切ることができた要因は何だったのか、振り返って考えてみますと、会計監査に対する理解と協力、監査先との深い信頼関係等もちろんありますが、忘れてはならないのは、監査先の経理・決算業務に関わる方々の会計に関する知識と高い実務処理能力にあると思います。監査制度の前提となる「二重責任の原則」のとおり、財務諸表を作成する責任は経営者の側にあるわけで、社会的に信頼される適正な財務報告を行う重要な役割を、経理・決算業務担当者は担っています。監査先の皆様が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等を正しく理解し財務諸表を作成してくれるからこそ、我々監査法人も、円滑に財務諸表を監査し意見表明に関する責任を果たすことができるのであり、そのことをこのコロナ禍の中で改めて実感しました。

この経理・決算の現場力の高さは、本人

の努力と自己研鑽のみならず、会社における入社時からの職場内訓練(OJT)の結果でもあり、この人材育成のプロセスがわが国の会社の成長を支えてきたといっても過言ではありません。しかしながら、バブル崩壊と経済成長の低迷が続き、今後はこれらの仕組みを維持していくことが難しくなっています。我が国を取り巻く内外の環境の激しく早い変化、グローバル化や技術革新が進む中、従来の人材育成方法のままでは、業務担当者の高いスキルを維持していくことができなくなってしまうおそれがあります。

社会全体が大きな変革期にある中、会計の分野においても、IFRS(国際財務報告基準)の任意適用や我が国の会計基準のコンバージェンスが進み、新たに収益認識に関する会計基準が導入されるなどの大きな動きが続いています。また、会計不正や不祥事も毎年一定数発見されており、複雑な企業活動やビジネスモデルの実態を正確に捉えて適切な会計処理を行うことの重要性はますます高まっているといえます。特に、近年多く発生する海外子会社における会計不正を未然に防ごうとするのであれば、単に会計数値を理解するだけでは不十分であり、その背景にある諸外国の制度や会社のガバナンス体制等にも一定の理解が必要になってきます。

加えて、近年では企業の情報開示の充実に向けた取組みの中で、従来の財務情報を

補完する記述情報、いわゆる非財務情報の開示の充実が求められています。投資家にとっての投資の判断に必要な情報を適切に提供し、企業と投資家との建設的な対話を通じて企業の中長期的な成長を促し、持続的な企業価値の向上につなげていくためにも、開示の役割はますます高まっており、このことの十分な理解が不可欠です。

開示に関していえば、国連のサミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に対する認知度の高まりや、投資家が環境や社会に配慮しガバナンスに対して積極的な取り組みをする企業に投資する、いわゆるESG投資の拡大もあって、企業が自らの活動について社会に説明すべき範囲がますます広がっていると考えられます。企業活動の複雑化、グローバル化、デジタル化がますます進む中で、企業の本質的な価値に占める非財務の割合が高まってきていることもあり、企業が自らの価値創造ストーリーを説明するための書類としての統合報告書にも注目が集まってきています。

会計に携わるのであれば、その結果の開示、ディスクロージャーまでも十分に意識しておかなければならず、これらの最近の動向をタイムリーにキャッチアップしていくためには、自己研鑽やOJTだけでは相当厳しいのではないのでしょうか。特に統合報告による開示まで求められる時代において、会計の果たす役割はますます拡大してきています。単なる会計知識だけではなく、複数の領域にわたる高度の専門的知識、論理的思考や批判的思考、高いコミュニケーション能力、自ら課題を発見し仮説検証できる能力や応用力、判断力等の様々なスキルを身につけることのできる質の高い会計人材

こそが求められているのです。

この急速に変化する現代社会において、学生時代に学んだ知識やスキルはその陳腐化も早くなっていますので、社会に出た人間が自らの価値を維持向上させて社会に貢献していくためにも、新たなスキルや最新の知識等を学び直すことができるリカレント教育を選ぶ社会人が今後増えてきてほしいと願っています。コロナ禍でますます先行き不透明な社会ではありますが、一方でテレワークが浸透しつつあることは、むしろ学び直しがやりやすくなっているのではないのでしょうか。「ピンチをチャンス」に変えて、困難を乗り越えることができる人材が一人でも多く出てくることを期待しています。

リカレント教育の場としての会計大学院に大いに期待しています。このテクノロジーの変化を糧に世界はますます近くなり、相互の影響を受けて、普遍的な価値観を追い求め、その中で社会の変化はますます早く激しくなっていくことは必定です。その中、単に知識や情報、そして制度の変化を手に入れていく受け身の姿勢では、そのスピードや変化に柔軟に対応することは困難でしょう。そういう意味で、いろいろな事象の背景をきっちり把握し、事の本質を探究する力のある会計大学院の存在意義は高いと確信しています。我が国の会計大学院が実務と理論の架け橋となり、マーケットの期待の変化に対応して、既存の概念に囚われず有機的にカリキュラムを柔軟に変化させ新しいものを取り込んでいき、リカレント教育の大黒柱に成長してほしいと思います。

職業会計人にとってのリカレント教育とは

EY新日本有限責任監査法人理事長 **片倉 正美**
Masami Katakura



「高等教育機関（4年制大学）への25歳以上の入学者割合を見ると、日本は他国と比較して割合が低い。」これは、政府による人生100年時代構想会議の資料にある分析結果である。1位のイスラエルが33.4%、OECD平均が16.8%の中で、日本はわずかに2.5%と低水準であった。以前、興味本位で経営者の略歴を調べたことがあったが、社会人となった後、キャリアを一時期中断して大学や大学院で学び直す欧米の経営者が多いことに気が付いた。一方で、日本ではそのような経歴を持つ経営者は皆無であった。この違いが生まれた要因は研究に値するところであるが、本稿においては、監査法人の視点からリカレント教育の重要性について述べていきたい。

テクノロジーの進化とともにデジタルオーデイトへの取り組みが加速している。しかし、監査にテクノロジーを使えば使うほど、監査は公認会計士という人間の存在無くしては完結できないことを痛感させられる。加えて、コロナ禍による社会や人々の行動の変化は、企業とともに我々監査法人にも大きな影響を与えている。社会からの期待、企業を見る目、監査の進め方、何一つとして従前からの延長では太刀打ちできない。変化への感度、柔軟に適應する能力、こういった変化に対応できる人材の育成も益々重要となっている。筆者は公認会計士試験に合格した際に、「資格取得がゴールではない。公認会計士として一生勉強を続けなければ職業会計人ではない」

と当時の大学の先輩に言われ、今でも肝に銘じている。公認会計士として、一人ひとりが自主的に自己研鑽に取り組むべきというのが持論であるが、その意欲を後押しし、より効果的に体系立てることでキャリア形成につなげていくことが監査法人の経営を担う者の責務と考えている。

公認会計士として高い監査品質を発揮するためには、担当企業の経営者としっかり対峙し、ビジネスを深く理解することで、リスクに応じた深度ある監査手続を行うことが肝要である。この実践のためには、会計・監査のテクニカルな研修もさることながら、職業会計人としての倫理観、職業的懐疑心の涵養に通ずる人間力を鍛え続けることが欠かせない。そこにはリベラルアーツ的な教養、論理的な思考能力のブラッシュアップ、コミュニケーション能力等も含まれる。このような人間力は、組織内部の座学で学ぶよりも、業務から離れて組織外の人材との交流を通じてこそ、社会の変化を直に感じ、学ぶ者の意識により訴えかけられると思われる。監査法人として、それぞれのステージに応じた良き他流試合の場を探し出し、人材を送り込むことに努めたい。

加えて、社会のグローバル化、デジタル化に対応して、公認会計士の専門性の強化も急務である。グローバル化は英語力の向上だけではない。会計基準や各種の法規制はそれぞれの国の文化、歴史を背景に持っている。単

にテクニカルに会計・監査の基準を学ぶだけでは真にグローバルな会計人材を育成することはできない。一方、デジタルオーデイトに向かって様々なITツールが開発されている。公認会計士がITの専門家になる必要はないが、少なくともツールを使いこなす能力とツールから得られる情報を読み解く能力を持ち合わせていなければ監査業務が困難になるのは時間の問題であろう。なお、内製化された研修プログラムを通じてこれらの習得を促している。しかし、監査のコアにかかわるところでない限りは、教育のプロフェッショナルが制作した外部のコンテンツは、品質もよく、効率的であることから、当法人では積極的に利用している。

このような教育のプロフェッショナルの力を借りる上で、会計大学院は欠かすことのできない存在である。総合大学の中にあって、会計にとどまらない教授陣とも近く、かつ職業会計人として身に着けるべきことを深く体系だって研究している点も魅力である。また、会計に携わる様々な分野の人材との交流の「場」でもあり、優れた職業会計人の育成に会計大学院の果たす役割は大きいと考える。監査法人としては、会計大学院に人材を派遣することや、法人の研修をより効果的に改善していくために会計大学院の教授陣からご助言頂くことも一案であろう。

一方で、公認会計士試験合格者は一定時間の実務補習が義務付けられ、修了考査に合格しなければならない。公認会計士にとってはこの実務補習所が実務を学ぶスタートでもある。実務補習生には、会計大学院で学んだ講義について一定の実務補習単位の減免が認め

られるなど、実務補習においても会計大学院の果たす役割は大きい。私事で恐縮だが、新人で慣れない業務に翻弄されながらも必死の思いで実務補習所に通ったものだ。同じ公認会計士試験合格者として仲間と語らう時間でもあり、そこで得た人脈は私にとって貴重な財産となった。実務補習所で教わったことは、その後、監査の現場で大いに役立った。実務補習所の講義に実務が合わさり、教わったことの意味が腹落ちしたからだ。だが、実務がわかったからこそ実務補習所で習ったことをもっと深く知りたくなった。再び学ぶことへの欲求はこのように湧き出てくるものなのだろう。この実務補習所のような学ぶ機会が、長い公認会計士人生の途中で再び一定期間あっても悪くないのではないだろうか。

今しばらく、コロナウイルス感染防止への注意が続くことだろう。コロナ禍は明らかに大きな負の側面を持つが、一方で正の側面も見逃してはならない。今般、社会のデジタル化は大きく前進しつつある。働き方が大きく変わり、企業によっては在宅勤務がスタンダードとなった。講義を自宅で、自由な時間にオンラインで受講することも相対的に容易となる中で、社会人が再び学ぶリカレント教育へのハードルが下がったとも言えるのではないだろうか。優れた職業会計人の育成のために会計大学院との連携も視野に、監査法人として、公認会計士が自己研鑽に励む環境をしっかりと整えていきたい。

変革の時代、監査法人における リカレント教育

有限責任監査法人トーマツ包括代表 **國井 泰成**
Taisei Kunii



はじめに

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、資本市場の財務情報の信頼性を確保するといった独占的な地位が法的に与えられており、我が国の資本市場の発展を支える重要な役割を担っている。そして公認会計士の職責は公認会計士法にて下記の通り定められている。

第一条の二 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

このうち「その知識及び技能の修得に努め」という文言は、社会人における学び直し、もしくは学び続けるという生涯教育であるリカレント教育の理念を示していると考えており、以下では公認会計士の業務を組織的に行うことを目的に設立された監査法人におけるリカレント教育について、当法人での取り組みを中心に述べていく。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であることを予め申し添える。

監査法人における人財育成の変化

監査法人を取り巻く環境は大きく変化している。社会全体では、ビジネスモデルの変革を加速させるデジタルトランスフォーメーションの進展が、新型コロナウイルス感染症拡大によりさらに加速している。また、ステークホルダーは、過去財務情報への保証が引き続き重要であるこ

とは当然とした上で、監査人に対して、さらなる価値の提供を期待している。具体的には、テクノロジーを活用したリスク評価と監査手続の実施、被監査会社の課題解決に貢献するインサイトの提供、SDGs等への期待の高まりに対応した将来のリスク情報を含む非財務情報に対する保証等が挙げられる。

当然に、この環境変化に対応するために求められる人財像及び人財育成も変化しており、当法人では下記のように取り組んでいる。

まずはテクノロジーの知識とそれを用いた監査手法の習得の強化である。監査現場の現状に少し触れると、既に被監査会社に紙資料またはソースデータを依頼し、入手した資料の中からサンプリングに基づき監査証拠を検討する時代は終わりを迎え、常時接続等を活用した大量のデジタルデータを用いた監査が当然のものとなりつつある。実際に当法人では、財務・非財務データを外部の様々なデータ等と組み合わせることで経験則ではとらえられない相関や傾向・推移を効果的に識別できる「Audit Analytics®」を全ての上場会社の監査で導入する等の監査高度化を進めている。また、大手監査法人共同で設立した会計監査確認センターを利用した確認状のデジタル化及び定型業務を集中的に処理するトーマツ監査イノベーション&デリバリーセンターの利用の拡大、更には画像解析AIによる契約書をはじめとする紙文書を自動でテキスト化する技術の活用といった業務の標準化・効率化を加速しており、いずれを利用する際にもテクノロジーの知識は不可欠となっている。もちろん特定のテクノロジーに特化した専門家も利用するものの、現代の公認会計士には、テクノロ

ジーを自ら利用できる、または高度なスキルを有する専門家の業務を理解し活用できる能力が必要とされている。

このような変化に対応すべく、当法人では公認会計士を含むすべての専門家をテクノロジーに関する十分な知見を有した（Tech Savvy）人財とするための教育コンテンツを開発し展開している。また、一定割合の人財に対して、より高度なテクノロジーの知識と経験を有する公認会計士として育成するプログラムも取り入れている。

他方、テクノロジーの重要性が高まる環境にあっても、テクノロジースキルの習得だけでは公認会計士の教育としては不十分であることは言うまでもない。冒頭で示した公認会計士法第一条の通り、職業的専門家としての独立性、高度な倫理観と客観性の保持は、すべての基本である。人である公認会計士にしかできない領域への貢献期待がより明確になる中で、真の専門性を発揮するための会計監査及びその周辺領域にかかる視座の高い専門家となり、更にグローバル対応力、プロジェクトマネジメント能力の向上、物事の本質を見極める力、共感力といった人間力まで多岐にわたる能力が必要であり、これらの教育にも力点を置いている。

監査法人におけるリカレント教育

ここまで述べた通り、現在において公認会計士の使命を果たすためには、単に公認会計士試験に合格しただけでは不十分であり、合格後も自己研さんに努め、幅広い知識、能力を習得することが必要となっている。この様な継続的な努力無くして、デジタル技術が著しく進化し続ける環境下で、変化するステークホルダーの期待に応えることはできない。

監査法人におけるリカレント教育を実現するために、当法人では、職位毎の期待役割及び個々

の業務における到達目標を設定した上で、様々な業務経験を通じた学びと研修の機会を確保し、その成長を中長期的なキャリアの伴走者が見守るという人財育成サイクルを採用することで、監査業務の中で学び、さらに研修や監査以外の取り組みを通じて視座を高めることができる仕組みとしている。

研修自体についても、自身が身につけたいスキルを柔軟に習得できる環境と魅力的かつ飽きさせないコンテンツを提供し続けることが大切であり、当法人ではキュレーション技術を使って自分に合った研修プログラムが提案されるシステムも導入している。能動的に学ぶ意識と姿勢を持つことで、より深く、効果的・効率的に能力を向上し続けられる環境となっている。

会計大学院協会への期待

会計大学院には、公認会計士を含む、高い倫理観を保持しながら多様な分野で価値を創造し、国内外で活躍できる幅広い会計専門家の養成をより一層推進していただきたい。そのために、ますますその講義内容を時代に合わせて変化させていただくことを期待する。併せて、公認会計士の育成には実務と理論の両輪が必要であるため、監査法人が実施する教育の中で会計大学院が担うべき役割の提案や、監査実務に対する理論面での提言等についてもお願いしたい。また、現在、公認会計士試験合格者の教育を行う実務補習所においても会計大学院協会にご協力をいただきながら変革が進んでおり、ここでも会計大学院によるカリキュラムへの提言等に期待をしている。

日本経済の発展に貢献する公認会計士を育成し続けるために、今後も会計大学院、実務補習所と監査法人が強力に連携することで、より良いリカレント教育を実現していきたい。

監査の変革期における リカレント教育への期待

PwCあらた有限責任監査法人代表執行役 **井野 貴章**
Takaaki Ino



はじめに

今、世界では新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が拡大し、既存の枠組みの崩壊やデジタル化などの動きに拍車をかけている。中でもデジタル化についてはわが国においてもSociety5.0の実現に向けてデジタル庁が設立されるとともに、企業においてはデジタルトランスフォーメーション(DX)の取り組みが加速している。一方、医療や生活環境の改善で人類の寿命が延び、人生100年時代と言われるようになった。ロンドン・ビジネススクールのリンダ・グラッドン氏は、PwC Japanの広報誌「Value Navigator」のインタビューの中で、70歳、80歳まで働くのであれば、若い時期だけに教育を受けるのはナンセンスで、大学に戻って新しい分野を学び直すことが必要であると述べている。近年、我が国においても、新しいスキルを身に着けるためのリカレント教育やリスクリングの必要性が議論されているところである。リスクリングとは、現職でのスキルアップではなくスキルの洗い直しという意味で使われており、リカレント教育の「学び直し」という言葉とも相通じると考えている。リスクリングについては、世界経済フォーラムが2018年から社会全体でリスクリングに取り組む必要性を訴えている。また、米国では2018年7月に米国労働者のための国家会議が新設され、欧州でも2021年1月には“Digital Europe Programme”のスタートが予定されているなどの動きがある。

PwCあらた有限責任監査法人における 人財育成の取り組み

当法人は、「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」という私たちの存在意義(Purpose)を、急速にデジタル化する社会において実現するため、2025年に向けたVisionを「デジタル社会に信頼を築くリーディングファーム」と定めている。会計監査の業務においては、企業の急速なデジタルトランスフォーメーションの進展により会計記録がデータ化されているため、この大量のデータをすべて読み込んでAIや可視化ツールを利用して分析し、不正の端緒をつかむための取り組みを実施している。また、会計監査の中で蓄積した、内部統制や財務諸表作成プロセスに関するナレッジを活用して、企業等のデジタルトランスフォーメーションにおけるガバナンス、内部統制といった領域についてアドバイザリー業務も提供している。

当法人では、2016年にAI監査研究所を、2018年にアシュアランス・イノベーション&テクノロジー部を設置してAIや分析ツールを活用した監査手法の開発に投資しているが、単にAIやデジタルツールの導入だけでなく、それらを使いこなす人財のアップスキルが重要であると考えている。また、当法人では、監査のデジタル化を行うには、一部の人財のみがアップスキルできればよいのではなく、構成員の全員がデジタルを使いこなせるようになることが必要であると考えており、2019年から全構成員に継続的なデジタル研修を実

施している。PwC Japanグループ全体としても、デジタルスキルは社会や企業の課題解決のサポートを行うための必須のスキルと考えており、グローバルネットワークを上げてDigital upskillingを推進し、パートナー・職員のデジタルスキル向上を図っている。

会計大学院におけるリカレント教育への期待

現在の変化の激しい時代においては、現職の延長線上で生産性や業務効率を高めていくアップスキリングだけでなく、スキルを塗り替えて生み出す価値を根本的に変えるリスキリングも必要に応じて取り入れていくことが必要であり、仕事を続けながらのリスキリングとともに、一定期間から離れて集中的にスキルを学習する会計大学院のリカレント教育に対しても大いに期待するところである。

監査法人での人財育成は、監査業務を遂行するための実務的な学習（会計、監査等）が中心となりがちであるため、会計大学院には財務諸表の将来のあり方を含めた（会社のガバナンス制度も含めて）会計や監査の根本原理に立ち返って考えることができるような人財、国際的な舞台で議論のできる人財の育成が期待される場所である。

また、会計データが急速にデジタル化している今日、監査においてはデータの分析や不正の兆候の発見など分析したデータを読み解く能力の必要性が急速に高まっている。米国では、このような実務界のニーズを受けて、会計大学院の修士課程はプログラムの約半分にデータサイエンスを取り入れており、日本の会計大学院においてもデータサイエンスや分析に関するスキル育成が期待される。

さらに、デジタル社会においては、これま

で会計基準が想定していなかったデジタル取引（例えば、Initial Coin Offering（仮想通貨による資金調達））の会計処理や、これまでの技術では実施できなかった監査アプローチ（たとえば被監査会社から全会計データを入手し、サンプリングではなく全量監査を行うこと）の設計など、根本原理に立ち返って本質は何かを考えることが必要である。監査の実務を経験した人材が、リカレント教育として大学で根本原理を学ぶとともに、監査実務の経験者としてフィードバックを提供することで、会計基準や監査手法の研究がより進展することも期待される。

加えて、監査において不正発見確率を高めるためにはテクノロジーの活用とともに、不正事例の研究や、不正の動機を理解するために経営者や企業内部者の行動心理についても大学院で基礎から学習できると監査実務の発展に寄与するものと考えられる。

おわりに

当法人では、法人の設立間もない2007年にPwCあらた基礎研究所を設立し、中長期的な視点からの基礎研究を継続している。学术界と実務界は対立項ではなく、常に意見交換し、協力して、世の中に意見を発信していくことが重要であり、今後も学术界とは深度のあるコラボレーションを継続したいと考えている。人財教育の分野において会計大学院の役割はますます広がるものと思われ、リカレント教育により学术界と実務界の連携がより緊密になり、相互に協力して社会への貢献を高めていけることを期待している。

早稲田大学大学院会計研究科におけるリカレント教育

早稲田大学商学学術院教授 清水 孝
Takashi Shimizu

早稲田大学の大学院会計研究科は、会計に関する専門家を育成する場として2005年に設立され、公認会計士、コンサルタントおよび組織内で経理・税務・経営企画等を担当する人材の育成を目指してきた。さらに2018年度には、アクチュアリー養成のコースを導入した。本研究科の教育目標は、公認会計士やアクチュアリーへの資格試験対応を超えて、優れたプロフェッショナルとして活躍するための知識およびスキルを提供することにある。

したがって、各科目は、確固たる理論をベースとし、理論を実務に応用することを意図して組み立てられている。本研究科のカリキュラムは、会計、税務、情報システム、経済・経営、保険数理、統計、データサイエンス、professional communicationなど幅広い科目について、基礎的な理論を学ぶ基礎科目群、より応用的な理論を学ぶコア科目群、そして、基礎科目・コア科目で学んだ知識を現実に活用できるように、言い換えれば単に覚えたに過ぎない知識を実際に使える力へと変換するために行われる実務・応用科目群があり、これらを通じて、理論と実務を融合する力を養うのである。

他方で、学生は、学部を卒業してただちに本研究科に入学した者はもとより、企業や官庁から派遣されてくる者、いったん社会人となった後にプロフェッショナルへの道を究めるために入学した者、また、現役の公認会計士・税理士で最新の理論やマネジメント等を学び、業域を拡大しようとする者など様々である。入学するルートは異なれど、「優れたプロフェッショナル」となる目的は同一である。このため、本研究科においては、「リカレント教育のため」と冠した科目やコースは、一定の実務経験があって、研究論文を執筆し、1年で修了する高度専門コースしか設定されていない。それ以外のコースの社会人学生は、個々の目的に応じて自らに必要なメニューを組み立てて、その後のキャリアアップのために真剣に学んでいる。このように社会人のスキルアップのために必要な科目を提供し、学生が自由に科目を組み上げていくことが、本研究科の考えるリカレント教育の本質である。

ただし、入口である入学試験については、幅広く社会人向けの入試を用意している。会計専門コースおよびアクチュアリー専門コースのいずれにおいても、一定の実務経験のある受験生に対しては、先の高度専門コース以外では、社会人経験を重視した入試および企業等派遣入試がある。また、仕事をしながら一定の科目を履修することを希望する社会人のために、一般科目等履修生制度があり、業務に必要な科目を学ぶこともできる。

引き続き、「優れたプロフェッショナル」となるための実務教育を提供していきたい。

教育貢献者賞を受賞して

兵庫県立大学名誉教授 **高須 教夫**
Norio Takasu

この度、会計大学院協会より「教育貢献者賞」を授与いただきました。まず、このことについて、心より感謝を申し上げます。

そして、その授賞理由として、所属大学院（兵庫県立大学大学院会計研究科）において研究科長として会計教育に精励してきたこと、会計大学院協会において教育・FD委員会委員長として『会計大学院コア・カリキュラムの見直しに関する検討報告』の作成に尽力したこと、の2つがあげられています。前者の理由については、会計教育に真摯に向き合っては参りましたが、私自身に帰するべき目覚ましい成果をあげるには至っておりませんので、恐縮いたしております。後者の理由については、今後の会計大学院協会の活動にも関連してきますので、少しお話をさせていただきます。

会計大学院コア・カリキュラムについては、これまで、会計大学院コアカリキュラム検討委員会より『会計大学院コアカリキュラム検討委員会成果報告書』（2010年2月21日）が公表されていましたが、国際会計士連盟（IFAC）の国際会計教育基準審議会（IAESB）が公表している「職業会計士のための国際教育基準」（IES）が改訂されたことを受けて、教育・FD委員会において会計大学院コア・カリキュラムの見直しに関わる検討を行うことになりました。そして、その検討の前提として、次のような「会計大学院コア・カリキュラムの基本的な考え方」を纏めました。



写真手前より、記念トロフィーと賞状

- (1) 会計大学院コア・カリキュラムは、各会計大学院の設置理念に基づき、各会計大学院の責任で編成する教育課程の中の主要な柱をなす授業科目の体系であること。
- (2) 会計大学院コア・カリキュラムは、会計専門職業人として必要な技術的能力、職業専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構えを形成することを目的とした授業科目の体系であること。
- (3) 会計大学院コア・カリキュラムは、会計大学院修了生が修了後に行う実務経験及び実務補習を通じて獲得される部分を除き、会計専門職業人として必要な技術的能力、職業専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構えの獲得に関して、その水準を保証するものであること。
- (4) 会計大学院コア・カリキュラムは、公認会計士試験の試験科目に限定されるものではないが、公認会計士試験の出題範囲に

についてはそれを総合的に満たすものであること。

- (5) 会計大学院コア・カリキュラムは、会計大学院の学生のすべてが公認会計士を目指しているわけではないことから、それ以外の多様な目標をもつ学生に対する配慮を行うものであること。

それを受けて、会計大学院コア・カリキュラム（授業科目の体系）の見直しに関わる検討においては、その見直しに直接的に関わる初期専門能力開発（IPD）修了までに獲得すべき技術的能力、職業専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構え（IES第2号、IES第3号、IES第4号）を中心に検討してきました。しかし、会計専門職業人である職業専門家の育成は、①職業専門家会計教育プログラムへの参加（IES第1号）、②IPD（実務経験（IES第5号）及びIPD修了時における職業専門家としての能力評価（IES第6号）を含む）、③継続的専門能力開発（CPD）（IES第7号）、④エンゲージメント・パートナーとしての能力開発（IES第8号）という過程を通じて連続的に行われるものです。

そのことから、会計大学院コア・カリキュラムにおける授業科目の体系は、この職業専門家の育成に関わる一連の過程のうち、「②の過程の中でIPD修了までに獲得すべき技術的能力、職業専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構え」に関わるものであるため、それは「②の過程の中でIPD修了までに終えるべき実務経験及び実務補習」に関わる過程からも、また、その他の育成の過程からも独立して単独に決定されるものではなく、それらの過程との調整を図りながら決定されなければならないこと

を明らかにしました。そのため、会計大学院コア・カリキュラムにおける授業科目の体系（授業内容）の決定にあたっては、IPDにおける実務経験及び実務補習に関わる過程、並びにそれに続く育成の過程に中心的に関わる機関である日本公認会計士協会、実務補習所、監査法人等と密接に連携する必要があるとしています。

また、職業専門家の育成に関わる最初の過程である「①の職業専門家会計教育プログラムへの参加」についても、職業専門家の育成の観点から検討する余地があることを指摘しています。しかも、わが国においては、「①の職業専門家会計教育プログラムへの参加」が大学入学をもって行われることが多いことから、IPDの進め方について、大学とも連携を行う必要性があるとしています。

そして、このように、職業専門家の育成については多くの課題が残されており、そのことから、会計大学院コア・カリキュラムの見直しに関わる検討は緒についたばかりであり、今後、上記の問題を含め関係機関との調整を時間をかけて進めていく必要があるとして、この『会計大学院コア・カリキュラムの見直しに関わる検討報告』をそのための議論の出発点と位置づけています。

このことを受けて、今般、会計大学院協会と実務補習所（会計教育研修機構）との間で連携の試みが進められています。そして、これを最初の端緒として、他の関係機関ともさらなる連携が行われていくことを期待しております。

最後に、私自身は会計大学院の一線から退きましたが、会計大学院協会のさらなる発展を祈念しております。本当にありがとうございました。

会計大学院協会活動状況 (2020.8~2020.11)

総会、理事・委員会議

- 2020年8月 1日 総会 (会場：青学会館アイビーホール〔遠隔会議システムを用いての同時中継方式にて実施〕)
 【記念講演会 講演者】 公認会計士・監査審査会会長 櫻井久勝氏
- 2020年8月 1日 第1回 理事・委員会議
 (会場：青学会館アイビーホール〔遠隔会議システムを用いての同時中継方式にて実施〕)
- 2020年9月27日 第2回 理事・委員会議 (遠隔会議システムにて実施)

渉外事項

- 日本公認会計士協会、金融庁／公認会計士・監査審査会、証券取引等監視委員会および文部科学省と必要に応じて協議
- 「会計教育研修機構と会計大学院協会の連携協議会」として、2020年8月1日に第4回連携協議会、2020年9月15日に第5回連携協議会、2020年11月5日に第6回連携協議会を開催

その他

- 証券取引等監視委員会事務局作成による『開示検査事例集』(令和2年8月)冊子版の会員校への配布をとりまとめ
- 日本公認会計士協会出版局発行の『2021年版監査実務ハンドブック』に関する会員校所属学生向けのアカデミック・ディスカウントを実施
- 2020年11月24日付の日本経済新聞朝刊に「会計大学院連合広告」を掲載

会計大学院協会 役員一覧

役 職	氏 名	所 属
理 事 長	小 西 範 幸	青山学院大学
副 理 事 長	梅 原 秀 継	明 治 大 学
	山 地 範 明	関西学院大学
理 事	佐 藤 信 彦	熊本学園大学
	清 水 孝	早 稲 田 大 学
	松 本 祥 尚	関 西 大 学
監 事	青 木 雅 明	東 北 大 学
	春 日 部 光 紀	北 海 道 大 学
幹 事	久 持 英 司	青山学院大学
	古 市 雄 一 朗	大原大学院大学
相 談 役	杉 本 徳 栄	関西学院大学

任期は、いずれも2018年5月から2021年5月まで

(2020年11月現在)

会員校

- ・青山学院大学（大学院会計プロフェッション研究科会計プロフェッション専攻）
- ・大原大学院大学（会計研究科会計専攻）
- ・関西大学（大学院会計研究科会計人養成専攻）
- ・関西学院大学（専門職大学院経営戦略研究科会計専門職専攻）
- ・熊本学園大学（大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻）
- ・千葉商科大学（大学院会計ファイナンス研究科）
- ・東北大学（大学院経済学研究科会計専門職専攻）
- ・兵庫県立大学（大学院会計研究科会計専門職専攻）
- ・北海道大学（大学院経済学院会計情報専攻）
- ・明治大学（専門職大学院会計専門職研究科会計専門職専攻）
- ・LEC東京リーガルマインド大学院大学（高度専門職研究科会計専門職専攻）
- ・早稲田大学（大学院会計研究科会計専攻）

賛助会員

- ・日本公認会計士協会
- ・日本税理士会連合会

2020年12月現在

会計大学院協会ニュース No.31 [2020年12月10日発行]

【理事長校・編集・発行】 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科内 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

【会計大学院協会事務局】 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科内 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

【印刷所】 有限会社玉新社 〒173-0004 東京都板橋区板橋1-35-6